

性と生殖の権利

性と生殖の権利に関する IPP 憲章および性の権利（セクシャル・ライツ）：IPPF 宣言エグゼクティブサマリー

監修 松本清一

翻訳協力 IPPF : International Planned
Parenthood Federation
(国際家族計画連盟)
(財) ジョイセフ (家族計画国際協力財団)

第1章には、セクシュアル／リプロダクティブ・ライツ（性の権利，生殖の権利）が基本的人権の重要な部分を担うことを示すために，国際家族計画連盟（IPPF）による，2つの文書を掲げた。すなわち，「IPPF憲章」と「セクシュアル・ライツ：IPPF宣言」である。この2つの文書により，“性と生殖に関する権利”と人権との関連が，国際社会においてどのように合意されているか，理解されると思う。



カット：清水理江

性と生殖の権利に関する IPPF 憲章¹⁾

1 生きる権利

IPPF は、すべての人²⁾は生きる権利があり、理由もなくその生命を奪われることがあってはならないことを認め、信じる。さらに IPPF は、ジェノサイド（集団殺戮）は国際法のもとでの犯罪であることは当然と考えるが、ある国、または民族、人種、宗教、文化で、全体であろうと一部であろうと、出産を阻むことを目的とした家族計画などの手段を強制し、その集団の抹殺を図ることは、このジェノサイドに類するものと認める。よって、IPPF は以下のことを明言する。

1.1 いかなる女性も、妊娠のために生命の危険にさらされてはならない。この権利は、特に、リスクの高い妊娠——たとえば母体年齢が「若すぎる」あるいは「高年すぎる」、また妊娠の「間隔が近すぎる」あるいは「回数が多すぎる」——においては、その危険因子を減らし、母体の死を回避すべきである、ということの意味する。

1.2 いかなる子どもも、特に性別を理由に、生命の危険にさらされてはならない。

1.3 いかなる人も、健康ケア・サービスや医療情報が得られないため、性に関する、あるいは生殖に関する健康（リプロダクティブ・ヘルス³⁾）についてカウンセリングやサービスが受けられないために死の危険にさらされるようなことがあってはならない。

さらに IPPF は、次の権利を確実に実現するために、あらゆる手段を講じることを明言する。

1.4 すべての女児が、女子故の幼児殺しの危険から完全に守られる権利。

2 個人の自由と安全を保障される権利

IPPF は、すべての人が個人の自由と安全を保障される権利を持つことを認め、信じる。よって、以下のことを明言する。

- 2.1 すべての人は、他の人々の同様の権利を認めながら、性と生殖に関して、自身の人生を自由に楽しみ、裁量する権利がある。
- 2.2 すべての人は、十分なかつ自由意思によるインフォームド・コンセントがなければ、性と生殖の健康に関して行われる医療的介入から自由である権利がある。
- 2.3 すべての女性は、いかなる形態の女性性器切除⁴⁾からも自由である権利がある。
- 2.4 すべての人は、セクハラ（性的嫌がらせ）から自由である権利がある。

さらに IPPF は、以下の権利を確実に実現するために、あらゆる手段を講じることを明言する。

- 2.5 あらゆる人は、外的な圧力を受けて生じた、恐怖や恥辱、罪の意識、神話的信念やその他の心理的要因から、性的な反応を抑制したり、性的関係を持つことが害されたりするようなことがあってはならず、そのような威圧から自由である権利がある。
- 2.6 すべての人は、妊娠、不妊手術、人工妊娠中絶を強制されることから自由である権利がある。

3 平等の権利，そしていかなる差別も受けない権利

IPPFは、すべての人間は生まれながらに無条件に、尊厳と権利において自由であり平等であることを認め、信じる。そして、法律や規則、慣習、ならわし、社会的・文化的行動様式、その他の習慣などによって、男性と女性の類型的な役割意識や性別による優劣の観念に基づいた差別⁵⁾を女性が受けることから自由である権利があることを認める。よって、以下のことを明言する。

- 3.1 いかなる人も、性と生殖に関する生活についての健康ケアや健康サービスを受けることにおいて、人種や肌の色、性別や性的指向⁶⁾、既婚か未婚か、家族構成、年齢や言語、宗教、政治的または思想的傾向、出身国や社会的出自、資産、出生その他の身分を根拠とした差別を受けることがあってはならない。
- 3.2 あらゆる人は、人種や肌の色、性別や性的指向、既婚か未婚か、家族構成、年齢や言語、宗教、政治的または思想的傾向、出身国や社会的身分、資産、出生その他の身分に関係なく、平等に性と生殖の健康と権利についての助言やサービスを受けることなど、健康と満足のいく生活を確保するための教育と情報を入手できる権利がある。
- 3.3 すべての女性と女兒は、生涯にわたって適切な栄養とケアを受ける権利がある。また差別につながる、男性と女性の類型的な役割意識や性別による優劣の観念に基づいた偏見から常習的に行われているような、どんな慣行からも自由である権利がある。
- 3.4 女性であれば誰でも、成長と発育に関して、または出産調節サービスを含む、性と生殖の健康と権利に関連する教育と情報、またサービスを受けることにおいて、当事者以外の人間の同意が必要だという理由で差別されることがあってはならない。
- 3.5 いかなる人も、特定の人口集団を差別することになるような、性と生殖に関する健康ケアのプログラムに従うことがあってはならない。

3.6 あらゆる人は、人種や肌の色、性別、言語、宗教、政治的または思想的傾向、出身国や社会的出自、資産、出生その他の身分を理由として引き起こされるいかなる形態の暴力からも自由である権利がある。

3.7 すべての女性は、妊娠している、あるいは母親であることを理由に、社会生活や家庭生活、あるいは職場において差別を受けることから守られる権利がある。

さらに IPPF は、以下の権利を確実に実現するために、あらゆる手段を講じることを明言する。

3.8 いかなる人も生涯にわたって、性と生殖の健康と権利およびそのニーズに関する情報を得たり、健康ケアとサービスを受けることにおいてジェンダー⁷⁾、年齢、性的指向によって、あるいは、精神的、身体的障害があるという理由によって差別を受けることがあってはならない。



4 プライバシーの権利

IPPFは、すべての人は、自身のプライバシー、家族、家庭や信書について、恣意的な干渉を受けるようなことから自由である権利があると認め、信じる。よって、以下のように明言する。

- 4.1 すべての性と生殖に関する健康ケア・サービスは、情報やカウンセリングも含め、利用者のプライバシーを守った上で提供されるべきであり、そこで得られた個人情報の機密扱いが保障されるべきである。
- 4.2 すべての女性には、安全な人工妊娠中絶に関する選択を含め、生殖に関して自律的に選択できる権利がある。
- 4.3 すべての人は、安全で、満足のいく性生活をするために、他の人々の安寧と権利を認めつつ、自身の性的指向を表明する権利がある。このとき、迫害の恐れを感じたり、自由を束縛されたり、社会生活において妨害を受けるようなことがあってはならない。

さらに IPPF は、以下の権利を確実に実現するために、あらゆる手段を講じることを明言する。

- 4.4 すべての性と生殖に関する健康ケア・サービスは、すべての個人とカップル、特に若者に対し、情報やカウンセリングも含め、プライバシーと秘密保持を尊重するという基本の上で、提供されるべきである。



5 思想の自由に関する権利

IPPF は、すべての人が思想、良心、信教の自由の権利を持つこと、また意見を持ち表現する自由の権利については、信念を抱くことに干渉を一切排除できること、そしてどんな辺境であろうともメディアを介して、情報や様々な考え方を、求め、受け取り、伝えることができる権利を含んでいることを認め、信じる。よって、以下のことを明言する。

- 5.1 すべての人は、性と生殖に関する生活についての思想と言論の自由への権利がある。
- 5.2 すべての人は、性と生殖の健康に関する教育と情報を受けるときに、思想と良心、宗教上の理由による制限から守られる権利がある。
- 5.3 健康ケアの専門家は、避妊や人工妊娠中絶関連サービスを提供する上で、その利用者を、ただちに同じサービスを提供できる別の専門家に紹介できる状況にある場合に限り、自身の良心に従ってこれを拒否する権利がある。ただし、生命の危険を伴う緊急の場合はこの限りではない。

さらに IPPF は、次の権利を確実に達成するために、あらゆる手段を講じることを明言する。

- 5.4 すべての人は、性と生殖に関する健康ケアとその他の問題に関する思想の自由を奪うための道具としての、宗教的な文書や信念、哲学や様々な慣習に対する限定的な解釈から自由である権利がある。



6 情報と教育を受ける権利

IPPFは、すべての人は教育、特に、性と生殖の健康と権利に関する情報と助言を含め、個人と家族の健康と満足のいく生活を確保するための特定の教育的情報を受ける権利があることを認め、信じる。よって、以下のことを明言する。

- 6.1 すべての人は、性と生殖の健康と権利および責任に関する教育や正確な情報を受け取る権利がある。それらはジェンダーに配慮し、固定観念に左右されることなく、客観的で判断が確かな、多元論的なものでなくてはならない。
- 6.2 すべての人は、自身の性と生殖に関する生活のいかなる決定も満足できる、かつ自由意思によるインフォームド・コンセントに基づいて行えるように十分な教育と情報を受ける権利がある。
- 6.3 すべての人は、出産調節、また予期せぬ妊娠を避けるためのあらゆる方法について、それぞれの利点、危険性と効果に関する十分な情報を受ける権利がある。



7 結婚するか否かを選択する権利，また家庭を築き 家族を形成するかどうかを選択する権利

IPPF は、結婚するか否か、また家庭を築き家族を形成するかどうかを選択する権利は、すべての当該年齢に達した人⁸⁾が持つ、人種、国籍、また宗教を理由にいかなる制限も受けることなく、結婚し⁹⁾家庭を築くことができる権利のうちに、必然的に含まれる権利であることを認め、信じる。よって、以下のことを明言する。

- 7.1 すべての人は、十分かつ自由意思によるインフォームド・コンセントなしに、自身の結婚を要求されることから守られる権利がある。
- 7.2 すべての人は、不妊症、あるいは性感染症によって妊娠しにくい人も含め、生殖に関する健康ケア・サービスを受ける権利がある。



8 子どもを持つかどうか、またいつ持つかを決定する権利

IPPFは、子どもを持つかどうか、またいつ持つかを決定する権利は、すべての人が有する子どもの数と出産間隔を自由に責任をもって決定し、かつこの権利の行使を可能にする方法と情報、教育を受ける権利の中に含まれていることを認め、信じる。さらにまた女性が、出産の前後に適切な期間、特別に保護されるべきであることを認め、よって、以下のことを明言する。

- 8.1 すべての女性には、生殖に関する健康と、安全な母性、安全な人工妊娠中絶について必要な情報、教育およびサービスを受ける権利がある。これらはその利用者が利用しやすく、手頃な料金で、受け入れられやすくかつ便利なものであるべきである。
- 8.2 すべての人は、出産調節について安全かつ効果的で満足のいく方法を、可能な限り広い選択肢から受けられる権利がある。
- 8.3 すべての人は、予期せぬ妊娠を避けるための安全で満足のいく方法を自由に選択し、利用できる権利がある。



9 健康ケアを受ける権利と健康を守る権利

IPPF は、いかなる人にも達成しうる最高レベルの、身体的・精神的健康を享受する権利があることを認め、信じる。よって、以下のことを明言する。

- 9.1 すべての人は、性と生殖の健康に関するあらゆるケアを含め、可能な限りの質の高い健康ケアを受ける権利がある。
- 9.2 すべての人は、安全な人工妊娠中絶を含むすべての出産調節の相談や、不妊症や HIV/エイズを含む性感染症の診断と治療を含めた、総合的な健康ケア・サービスを受ける権利がある。
- 9.3 すべての人、特に女兒と女性は、健康に害のある伝統的な慣行から守られるべき権利がある。
- 9.4 すべての女性は、偏見のない情報をもとに自身で判断が下せるほど力づけられるような、妊娠と不妊に関するカウンセリングを受ける権利がある。
- 9.5 すべての人は、性と生殖に関する健康ケア・サービスを、プライマリー・ヘルスケア¹⁰⁾(PHC)の一部として受ける権利があるが、それは当事者の尊厳と快適さに配慮した、また費用も場所もアクセスしやすい、個人のプライバシーと秘密が保たれる、総合的なものでなければならない。
- 9.6 すべての女性は、妊娠と出産時そして産後の健康ケアに関連した適正なサービスを、また妊娠中や授乳期間に適正な栄養を受ける権利がある。
- 9.7 すべての人は、職場環境において、生殖機能の保護を含む、自身の健康と安全が守られる権利がある。
- 9.8 すべての働く母親は、有給の出産休暇、すなわち適正な社会保障の恩恵を受け取れる出産休暇を与えられる権利がある。

さらに IPPF は、次の権利を確実に達成するために、あらゆる手段を講じることを明言する。

9.9 あらゆる人は、以下の権利を含む、性と生殖に関する健康ケアを受ける権利がある。

- ・ **情報を受ける権利**：性と生殖に関する健康ケア・サービスを受けることの利点と利用可能な方法についての情報が受けられること、またこの権利について知る権利
- ・ **アクセスに関する権利**：人種、性別または性的指向、婚姻状態、年齢、宗教的または政治的傾向、どの民族か、または障害者か否かにかかわらず、サービスが受けられること
- ・ **選択する権利**：避妊するかどうか、またどの方法を用いるか自由に選択できること
- ・ **安全に関する権利**：望まない妊娠、疾病および暴力から自身を守る安全を確保できること
- ・ **プライバシーに関する権利**：カウンセリングやサービスを受けている間、秘密が守られるような環境にあること
- ・ **守秘に関する権利**：個人情報について守秘が保障されること
- ・ **尊厳に関する権利**：尊敬と共感、礼節をもって、配慮のある行きとどいた心遣いをもって扱われ、個人の尊厳が守られること
- ・ **快適さに関する権利**：サービスを快適に受けられること
- ・ **継続性に関する権利**：性と生殖に関する健康サービスが必要な期間、継続して受けられること
- ・ **意見表明に関する権利**：受けたサービスについて自由に意見を表明することができること



10 科学的進歩の恩恵を受ける権利

IPPF は、すべての人が科学的進歩とその活用によってもたらされる恩恵を享受する権利があることを認め、信じる。よって、以下のことを明言する。

10.1 すべての人は、不妊や避妊、人工妊娠中絶に関連するものを含め、それが利用できないと健康と安寧に害が及ぶような場合には、利用可能な生殖に関する健康ケアのテクノロジーを利用したり、その恩恵を受けられなければならない。

10.2 すべての人は、健康と安寧に害を及ぼすような生殖に関する健康ケアのテクノロジーから保護され、またその害に関する情報を受ける権利がある。

さらに IPPF は、次の権利を確実に達成するために、あらゆる手段を講じることを明言する。

10.3 いかなる性と生殖に関する健康ケア・サービスの利用者も、安全で満足のいく生殖に関するあらゆるテクノロジーにアクセスできる権利がある。



11 集会と政治的参加の自由に関する権利

IPPFは、誰もが自由に平和的な集会や組織に参加または結成する権利があることを認め、信じる。よって、以下のことを明言する。

11.1 すべての人は、性と生殖の健康と権利について集会を開き、運動を展開する権利がある。

11.2 すべての人は、性と生殖の健康と満足のいく生活を推進する目的で組織を結成する権利がある。

さらに IPPF は、次の権利を確実に実現するために、あらゆる手段を講じることを明言する。

11.3 すべての人は、性と生殖の健康と権利について優先課題とするよう、つとめて政府に働きかける権利がある。



12 拷問や不当な扱いから自由である権利

IPPF は、すべての人は拷問、すなわち残酷で非人間的な、人としての尊厳を踏みにじる扱いや処罰を受けないこと、また自由意思によるインフォームド・コンセントなしに医学的、科学的治療を施されない権利があることを認め、信じる。よって、以下のことを明言する。

12.1 すべての子ども¹¹⁾は、あらゆる形態の搾取、特に性的搾取、児童買春、またあらゆる形態の性的虐待、暴行、嫌がらせから守られる権利がある。これには子どもを不法な性的行為に強制的に従事させること、子どもを売春婦として利用したり、不法な性的慣行に従わせたり、またポルノの実演をさせたり対象にさせたりして搾取することも含んでいる。

12.2 いかなる人も全面的で自由意思によるインフォームド・コンセントなしに、セクシュアリティまたは出産調節の方法や技術に関する医学的実験や治験に参加させられるようなことがあってはならない。

12.3 すべての女性は人身売買や、売春の搾取から守られる権利がある。

12.4 すべての市民は、女性も男性も、特に武力的紛争の期間において、セクシュアリティや生殖に関して人を貶めるような扱いや暴力から守られる権利がある。

さらに IPPF は、次の権利を確実に達成するために、あらゆる手段を講じることを明言する。

12.5 すべての人は、レイプ、性的暴行、性的虐待、そしてセクハラ（性的嫌がらせ）から守られる権利がある。

性の権利（セクシュアル・ライツ）¹²⁾：IPPF 宣言 エグゼクティブサマリー

性の権利（セクシュアル・ライツ）：IPPF 宣言がその基盤としているのは、人権に関する国際的な法律文書を核とし、国際的基準の信頼すべき解釈と、そこに必然的に内包されると IPPF が信じる、人のセクシュアリティ¹³⁾に関する権利を加えたものである。

「宣言」は、IPPF が準拠する国際的な協定と合致する。「宣言」の枠組みはすでに多くの現行の IPPF と加盟協会の出版物の中で具体化され、IPPF の使命とビジョンおよび価値を反映している。「宣言」はいくつかの国連条約団体と、国連特別報告者、特に 2004 年の「可能な限りの高水準の身体的・精神的健康に対する権利」報告による成果と提言による情報が盛り込まれているが、「健康に関する権利」の国連特別報告者のポール・ハントなど、性と生殖の健康と人権の分野で国際的評価の高い指導者を含む専門家の一団によって、さらに発展されるに至った。このエグゼクティブサマリーは、「宣言」に代わるものではなく、宣言がどのようなものか、またその様々なセクションとその内容を紹介する導入役を意図されたものである。よって、「宣言」本体は、セクシュアル・ライツ（性の権利）とその背景にあるもの、その詳細のすべてが即時に照会できるよう、このサマリーと共に常に携えておくべきである。

性の権利（セクシュアル・ライツ）：IPPF 宣言は 3 部構成となっている。

- 序文——IPPF の使命とビジョンと、性と生殖の健康と権利および人権に関する国際的な協定書や文書に言及しながら「宣言」のコンセプトを紹介し、また人権の枠組みの基本的な意図を概観する。

- 7つの指針原則——「宣言」に含まれるすべてのセクシュアル・ライツ（性の権利）のための枠組みを提供するもので、IPPF 内部において、セクシュアル・ライツを尊重し擁護し、かつ促進することを周知させ強化させるものとなる。セクシュアル・ライツは、普遍的かつ不可分である人権という規範のもとにあり、また差別をしないという原則に合致するものである。

- 「セクシュアル・ライツ（性の権利）はセクシュアリティに関する人権である」——10条のセクシュアル・ライツの概略を述べる。性の権利は一連のセクシュアリティに関する権利から成っているもので、すべての人の有する自由、平等、プライバシー、自律性、

高潔さと尊厳に対する権利から発するものである。

国家や地域が持つそれぞれの特色の意義、歴史的、文化的また宗教的な背景による多様性は必ず念頭に置かなければならないが、世界中のどの地域で職務に就いている組織と個人であっても、この「宣言」の原則と枠組みを、それぞれの活動、サービスそしてプログラムに包含できるはずである。このことは、セクシュアル・ライツ（性の権利）を推し進め、守り、発展させるためのいかなる活動をも支援するということを意味する。

この、包括的で統合された人権に基づくセクシュアリティとセクシュアル・ヘルス（性の健康）への取り組みこそが、地球的規模での公正と、開発と保健の一側面として、セクシュアル・ライツの実現を推進するものであることを確信し、我々はその原則を以下のよう

原則 1 セクシュアリティは、あらゆる人が人であるために不可欠な一部分であり、だからこそすべての人が成長する過程において経験するあらゆるセクシュアル・ライツ（性の権利）を享受できるような、快適な環境が作られるべきである。

セクシュアリティは、すべての社会におけるあらゆる人が人であるための不可欠な一部分である。個人は生涯を通じて、内的また外的な要素によって様々に変化しながらセクシュアリティを経験するが、このセクシュアリティに関連する人権と、その擁護と促進は世界のどこであろうと、すべての個人が日々生活していくことの一部であるべきである。さらに、セクシュアリティは、人生のポジティブな一面として認められるべきであり、セクシュアル・ライツは、人が生まれながらに持っている自由と尊厳、平等に基づいた普遍的な人権である。

IPPFは「性と生殖の権利に関する IPPF 憲章」に従って、人は成長発達する中心的な主体であることを確信し、またあらゆる個人が、経済的、社会的、文化的、政治的開発のプロセスにおいて積極的な役割を担うことを可能にするために、すべてのセクシュアル・ライツを享受できるような、好ましい環境を作り上げることが重要であることを断言する。セクシュアリティは、常に身体、精神、政治、保健、社会に積極的に関与している、人間的、社会的生活の一面である。

原則 2 18 歳未満の人に保障されている権利とその保護については、成人のそれとは違ったものであり、子どもが自らの権利を履行するための、子ども個別の進化する能力を発

達させることに考慮しなければならない。

IPPFは、18歳未満の人には、国際法と国内法の問題として、ときに成人の権利とは違うものとして、権利と保護が保障されるべきであると信じる。これらの違いは人権のすべての面に関連するが、セクシュアル・ライツ（性の権利）に関しては特別なアプローチが必要である。IPPFは、18歳未満の人は権利の保持者であるということ、それと同時に、幼児期、小児期、思春期の範疇にあるうちは、それぞれ違った観点から、ある種の権利と保護は、その時期によって適切度は変化するということを前提に据える。

さらに、発達することの原則は、子どもに敬意を払うこと、子どもの尊厳とあらゆる形態の危害から保護される権利を尊重することと一体でなければならない。それはまた、彼らの保護に彼ら自身関わっていくことに価値を認めることでもある。社会は子どもが、最善の能力を達成できるような環境を作らなければならない。さらにそれは、自分自身の人生についての意思決定に参加し、責任を持つ可能性に、より大きな敬意が払われるような環境でなければならない。

原則3 差別がないことは、すべての人権の保護と推進において特に重要視される。

IPPFは、差別がないという枠組みは、すべての人権の保護と推進において特に重要視されるべきであると信じる。この差別をしないという枠組みは性別、年齢、ジェンダー、ジェンダー・アイデンティティ、性的指向、婚姻状態、性的経歴、および本来のあるいは慣習的な性的ふるまい、人種、肌の色、民族性、言語、宗教、政治的あるいは思想的意見、国籍や社会的身分、財産、出生、身体的または精神的障害、HIV/エイズを含む健康状態、また公民的、政治的、社会的その他の地位や身分を理由にした、いかなる差別・排除あるいは拘束、また、他の人々との平等の基盤の上で、政治的、経済的、社会的、文化的、公民的あるいはその他の分野でのすべての人権と基本的自由を認め、享受し、行使することを害したり破壊する目的や効果を持つような、いかなる差別も排除も拘束も禁じるものである。

個人はセクシュアル・ライツ（性の権利）を実現しようとするとき、様々な障壁を経験する。現実としての平等とは、多種多様な個人が、他の人々と平等に基本的人権と自由を享受するために、これらの障害が取り除かれることが必要である。このことは、社会の片隅に追いやられ、行政サービスの行き届いていない集団に対する特別な配慮が必要であるということにもなる。

原則 4 セクシュアリティと、またそこから引き出される喜びは、生殖に関する選択をするかどうかにかかわらず、人間の中心的な一面である。

セクシュアル・ヘルスは、生涯にわたるものである。セクシュアリティは、ほとんどすべての生殖に関する決断においては、不可欠な要素となる。しかしながら、妊娠・出産を選択するか否かにかかわらず、人間の中心的な一面である。

セクシュアリティは、個人が生殖的興味や利益を満足させるための単なる手段というものではない。生殖から独立したセクシュアリティを経験し享受する権利が守られ、かつセクシュアリティから独立した生殖行為が守られるべきであり、過去においてまた現在において、そのような権利が否定されている人々に対して、特別の注意が払われるべきである。

原則 5 すべての人のセクシュアル・ライツ（性の権利）を確保することには、自由の確約と、害からの保護を確約することが含まれる。

あらゆる形態の暴力と害に対し、そこから守られる権利とそれに抵抗する権利は、セクシュアル・ライツを支えるものである。セクシュアリティに関連する害は、暴力と濫用の両方にあるが、それは身体的なもの、言葉によるもの、心理的、経済的、性的な性質なものも含めた虐待であり、それと同時に性別、年齢、ジェンダー、ジェンダー・アイデンティティ、性的指向、婚姻状態、性的経歴、および本来のあるいは慣習的な性的ふるまい、性的習性、またはセクシュアリティの表現方法を理由として個人を攻撃する暴力をも含む。

すべての子どもとティーンエージャーは、あらゆる形態の搾取から特別な保護を受ける権利を行使できることが認められている。これには、性的搾取、児童買春とあらゆる形態の性的虐待、暴力と嫌がらせ、子どもに性的活動への従事を強いること、性的業務やポルノ的実演の対象として利用することも含まれる。

原則 6 セクシュアル・ライツ（性の権利）は、民主的社会において他人に対する自由と権利、そして福祉全般が敬意をもって妥当な認知を受けることを確実に保障するためにのみ、法によって定められた制限を受けることになる。

セクシュアル・ライツは、その他の人権と同様に、民主的社会、公衆衛生、公共秩序において他人に対する自由と権利、そして福祉全般が敬意をもって妥当な認知を受けること

を確実に保障するためにのみ、人権法に従って、法によって定められた制限を受けることになる。このような制限は、差別のない、合法的な目的達成にかなった、必然的なものでなくてはならない。セクシュアル・ライツの行使は、個人の利益と社会公益の関係性への認識、意見が複数存在することに対する認識、そして平等と尊厳、差異への敬意を保障する必要性の認識によって、慎重に導かれるものでなければならない。

原則7 敬意と擁護と実現に対する義務は、すべての性の権利と性的自由に適用される。

性の権利と性的自由には、核となる法的な権利だけでなく、その権利請求を達成する手段を入手できることも含まれる。その他の人権の場合と同様に、国家は3つのレベルで負うべき義務があり、それらは、すべての人のセクシュアル・ライツ（性の権利）に対して敬意を払うこと、擁護すること、実現すること、の3つである。

「敬意」に対する義務は、国家に、この権利に対して、ここではセクシュアル・ライツに関して、これを享受することに直接間接的に干渉することを抑制することを要求する。「擁護」に対する義務は、国家に、人権の保障を妨げる第三者を排除する対策を取ることを要求する。「実現」に対する義務は、国家に、この権利の完全な実現に向け、妥当な法的措置、行政的、予算的、司法的、振興的措置やその他の方策を取ることを要求する。

セクシュアル・ライツ（性の権利）はセクシュアリティに関する人権である

IPPFは、セクシュアル・ライツ（性の権利）はセクシュアリティに関する人権であるということを確認する。セクシュアル・ライツは、すべての人の自由、平等、プライバシー、自律性、高潔さと尊厳に対する権利から発するセクシュアリティに関する権利を一括したものを言うが、その10のセクシュアル・ライツは以下のものである。

第1条 性別、セクシュアリティ、ジェンダーを理由としたあらゆる形態の差別から法的に自由であることが平等に守られる、平等の権利

すべての人は、尊厳と権利において、生まれながら自由であり、平等であり、セクシュアリティや性別、ジェンダーを根拠とした差別から法によって等しく守られなければならない。

第2条 性別、セクシュアリティ、ジェンダーにかかわらず、すべての人が参画することができる権利

すべての人は、地方で、国家で、地域そして国際的レベルにおいて、市民的生活として、経済的、社会的、文化的、政治的な生活の一局面として、積極的に、自由に、有意義に参加し貢献することが可能な環境を求める権利が与えられていて、そのような環境のもとで成長することでこそ、人権と基本的自由が実現されるはずである。

第3条 生命、自由、安全、身体的保全への権利

すべての人は、生きる権利、自由でいる権利があり、どんな場合でも、また、特に性別、年齢、ジェンダー、ジェンダー・アイデンティティ、性的指向、婚姻状態、性的履歴および本来のあるいは慣習的な性的ふるまい、また HIV/エイズ感染の有無などを理由として、虐待と残酷で非人道的な、不当な扱いを受けることから免れる権利がある。そして暴力と強制を受けることなく、自身のセクシュアリティを行使できる権利を有するべきである。

第4条 プライバシーの権利

すべての人は、自身のプライバシー、家族、家庭や信書について、威圧的な干渉を受けない権利、そして性の自律性の行使に不可欠であるプライバシーの権利を持っている。

第5条 自律の権利とその法的認知

すべての人は、法の前で認知され、性的自由の権利があるが、これは、個人がセクシュアリティに関する問題を自由意思で決断し管理する機会が与えられる権利、性的パートナーを選び、性的能力と喜びを十分に経験することを求める権利を包含するものであり、差別のない枠組みにおいて、また、他人の権利と子どもの発展する能力に対する妥当な認知を伴うものである。

第6条 思想、意見、表現の自由の権利、集会する権利

すべての人は、セクシュアリティ、性的指向、ジェンダー・アイデンティティとセクシュアル・ライツ（性の権利）についての考え方に関する思想、意見と表現の自由を行使する権利があり、支配的な文化的信条や政治的イデオロギー、公的秩序の差別的な考え方、公衆道徳、公衆衛生や公的安全を根拠に掲げた独断的な干渉や制限を受けることがあってはならない。

第7条 健康でかつ科学的進歩の恩恵を受ける権利

すべての人は、可能な限りの水準の身体的、精神的健康を享受する権利を持ち、これに

は、健康への基礎的決定要因と、すべての性に関する心配事、問題、不調に対する予防、診断、治療に及ぶ性に関する健康ケアが受けられる権利を含んでいる。

第8条 教育と情報を受ける権利

すべての人は、差別なく、一般的な教育と情報を受ける権利、そして十分な市民権を行使し、また私的、公的、政治的領域において平等な権利を行使するために必要かつ有益な、包括的な性教育と情報を受ける権利がある。

第9条 結婚するかしないか、家庭を築くかどうか、子どもを持つか持たないか、またどんな方法でいつ持つかを決定する権利

すべての人は、結婚するかしないか、家庭を築き家族計画をするか否か、子どもをいつ、何人、どのような間隔で持つかに関して、自由にまた自己責任のもとに選ぶ権利があるが、これは、法的にも政策的にも、血縁や婚姻関係によって規定されない人々も含めた、家族に様々な形態があることが認められる環境においてなされなければならない。

第10条 説明と救済を受ける権利

すべての人は、効果的で正確、またアクセスが容易で適切な、教育的、法的、司法の、またその他の施策、そしてセクシュアル・ライツ（性の権利）を支えることに責務を持つ人々に十分な説明責任を果たすことを保障し要求するための施策を求める権利がある。これには、セクシュアル・ライツの履行を監視する法的能力と、原状回復や補償、リハビリ、賠償、反復不可の保障やその他の方法で十分に埋め合わせることを求めることなど、セクシュアル・ライツ違反に対する救済方法へのアクセスが可能なが含まれる。

「性の権利（セクシュアル・ライツ）：IPPF宣言」は、加盟協会がサービス提供者としての自身の責任を理解できるような、明確な枠組みを示したものである。彼らがすべての人々へのアクセスを改善するための仕事を始め、広げていくためにさらに熟練すること、そうすることによって、利用者たちが自分たちの性と生殖の権利を十分に実現できるようになる。「宣言」は、また、国家にその責任を思い出させるための政策提言のための枠組みとしても有効である。特に、準備期間中にある、性と生殖の健康と権利に焦点をあてた新しいグローバルな取り組みに向けた、この宣言を基本とした政策提言は、政府機関がセクシュアル・ライツと公衆衛生と開発の間のつながりを理解し、それに基づいて長期的なコミットメントが必要であることを理解する一助となるものである。

(注)

- 1) 性と生殖の権利に関する IPPF 憲章：原文は IPPF Charter on Sexual and Reproductive Rights. この憲章の成立については第 4 章の 47 頁を参照.
- 2) 人：原文は person. 国際法のもとでは「出生後の人間」human beings having been born を意味する語である. 世界人権宣言第 1 条「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である」を参照.
- 3) リプロダクティブ・ヘルス：原文は reproductive health. IPPF は、国際人口開発会議 (ICPD) で合意された以下の定義を支持している。「リプロダクティブ・ヘルスとは、人間の生殖システム、その機能と (活動) 過程のすべての側面において、単に疾病、障害がないというばかりではなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることをさす。……リプロダクティブ・ヘルスは、個人の生と個人的人間関係の高揚を目的とする性に関する健康 (セクシュアル・ヘルス) も含み、単に生殖と性感染症に関連するカウンセリングとケアにとどまるものではない」。
(「IPPF セクシュアル／リプロダクティブ・ヘルス用語集」より)
- 4) 女性性器切除：female genital mutilation (or cutting). 女性の外性器を切除する、または女性性器の一部に傷をつける伝統的慣習。文化的理由またはその他の非治療的理由で行われ、性交や出生時には痛みと潜在的危険が伴う。通常、伝統的施術者が非衛生的な環境で行う。
(「IPPF セクシュアル／リプロダクティブ・ヘルス用語集」より)
- 5) (女性が受ける) 差別：女性差別撤廃条約第 1 条「この条約の適用上、“女子に対する差別”とは、性に基づく区分、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子 (婚姻をしているかいないかを問わない。) が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。」を参照.
- 6) 性的指向：原文は sexual orientation. 性的に惹かれる主な相手が同性か、異性か、あるいは両性かをさす。ほとんどの社会では、同性愛や両性愛が人間のセクシュアリティの普遍的な部分であるとは容認していない。ゲイ、レズビアンまたは両性愛者の多くは自分の性的指向にそった性体験をしておらず、またそれを選べる状態にない。
(「IPPF セクシュアル／リプロダクティブ・ヘルス用語集」より)
- 7) ジェンダー：原文は gender. 男性または女性であることと関連づけられる経済的、社会的、文化的な属性と機会のこと (訳注：日本語では「社会的・文化的性差」または「社会的・文化的性別」と訳されることが多い)。(訳注：⇒生物学的性差・性別 = sex)
(「IPPF セクシュアル／リプロダクティブ・ヘルス用語集」より)
- 8) 当該年齢に達した人：原文では person of full age. 「子どもの権利条約」では、子どもは 18 歳に満たない人と定義されている。その定義に従い 18 歳以上の人.
- 9) 子どもの婚約、結婚が法的効力を持たないことに関しては、女性差別撤廃条約第 16 条第 2 項「児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置 (立法を含む。) がとられなければならない。」を参照.
- 10) プライマリー・ヘルスケア：原文は primary health care. 保健制度の末端で実施される基本的保健サ

ービスを包括したもの。

(「IPPF セクシュアル／リプロダクティブ・ヘルス用語集」より)

11) 「子ども」 child は「子どもの権利条約」条項1により、18歳に満たない人を意味する。

12) セクシュアル・ライツ：原文は sexual rights. IPPF は、第4回世界女性会議で合意された以下の定義を支持している。「女性の人権には、セクシュアル／リプロダクティブ・ヘルスを含め自らのセクシュアリティに関する事柄を、強制や差別、暴力を受けることなく管理し、それらについて自由かつ責任ある決定を行う権利が含まれる。性的関係や妊娠・出産に関する女性と男性の平等な関係には、人間の誠実さや高い倫理観を全面的に尊重することを含め、性行動とその結果に対する相互の尊重と同意および責任の共有が必要である。」

(「IPPF セクシュアル／リプロダクティブ・ヘルス用語集」より)

13) セクシュアリティ：原文は sexuality. 個人の性に関する知識、信条、態度、価値観、および行動のこと。そこには次のようなものも含まれる。性的反応のシステムに関する解剖学や生理学、生化学；アイデンティティ、性的指向、役割と人格；思想、感情および人間関係。セクシュアリティの表現は、民族的、精神的、文化的、道徳的関心によって影響を受ける。

(「IPPF セクシュアル／リプロダクティブ・ヘルス用語集」より)

性と生殖の権利 (“生きる知恵としての性教育”からの抜粋)

2009年9月17日 第1版第1刷発行

編著者 松本清一

発行者 佐藤滋子

発行所 自由企画・出版

東京都国分寺市南町3-5-3 伊東第1ビル1階

tel. 042-325-8931 fax. 042-325-8950

<http://www.jiyukikaku.com/>

© 松本清一 2009 Printed in Japan
編集・製作／小林敏 カット／清水理江